

環境管理体制組織図

制定日: 2005年12月 9日

改定日: 2024年 1月 1日

環境統括管理責任者
安全品質環境本部長
環境副統括管理責任者
事業サポート本部長

環境統括管理責任者

業務統括 監査・ISO推進室	業務副統括 総務部	業務統括補佐 監査・ISO推進室	業務統括補佐 業務推進G	業務統括補佐
-------------------	--------------	---------------------	-----------------	--------



	千葉営業所		
	所長		
	茨城営業所		
	所長		
	関西営業所		
	所長		
	神奈川営業所		環境推進者
	所長		担当者
	世田谷営業所		環境推進者
	所長		担当者
	田無営業所		環境推進者
	所長		担当者
	ときわ台営業所		環境推進者
	所長		担当者
	設備事業所		環境推進者
	所長		担当者
集合TES事業所		環境推進者	
所長		担当者	
賃貸管理事業所		環境推進者	
所長		担当者	
建物管理事業所		環境推進者	
所長		担当者	
設計施工本部	設計積算部		環境推進者
	部長		担当者
本社	芝ビル3・5・7・8階管理部門		環境推進者
	GM		担当者
安全品質環境本部	安全衛生品質管理部		環境推進者
	GM		担当者

この組織図は、廃棄物処理法及び自治体条例並びに省エネ法の基本方針に基づく管理体制を構築し、事業活動における環境全般に関する管理責任を定める。

環境統括管理責任者は、全事業所の廃棄物管理及び事業活動における環境管理を統括する。

環境副統括管理責任者は、環境統括管理責任者を補佐する。

業務統括、同補佐は環境統括管理責任者及び環境副統括管理責任者を補佐し、各事業所・営業所・部を指導する。また、廃棄物業務及び事業活動における環境管理業務全般を監視し、必要に応じて環境統括管理責任者に報告する。

各事業所・営業所・部は、それぞれ環境管理責任者及び環境推進者を定める。

環境管理責任者・推進者の選定：

- 1) 環境管理責任者は、廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有する者の中から環境統括管理責任者が任命する。
- 2) 環境推進者は、環境管理責任者が任命する。

環境管理責任者の責務：

- 1) 廃棄物及び事業活動における環境に関するすべての責任・権限を有する。
- 2) 廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有し、適正な処理及び事業活動における環境を指導し管理する。
- 3) 廃棄物の排出状況の把握及び廃棄物置場を含む事務所内を巡回し、整備等の改善を指導し管理する。
- 4) 事業活動における環境側面を適切に管理し指導する。

環境推進者の責務：

- 1) 各組織の廃棄物処理業務及び事業活動における環境管理業務について環境管理責任者を補佐する。
- 2) 環境推進者研修に参加し、各所員または必要に応じて協力会社員へ周知する。

(注)

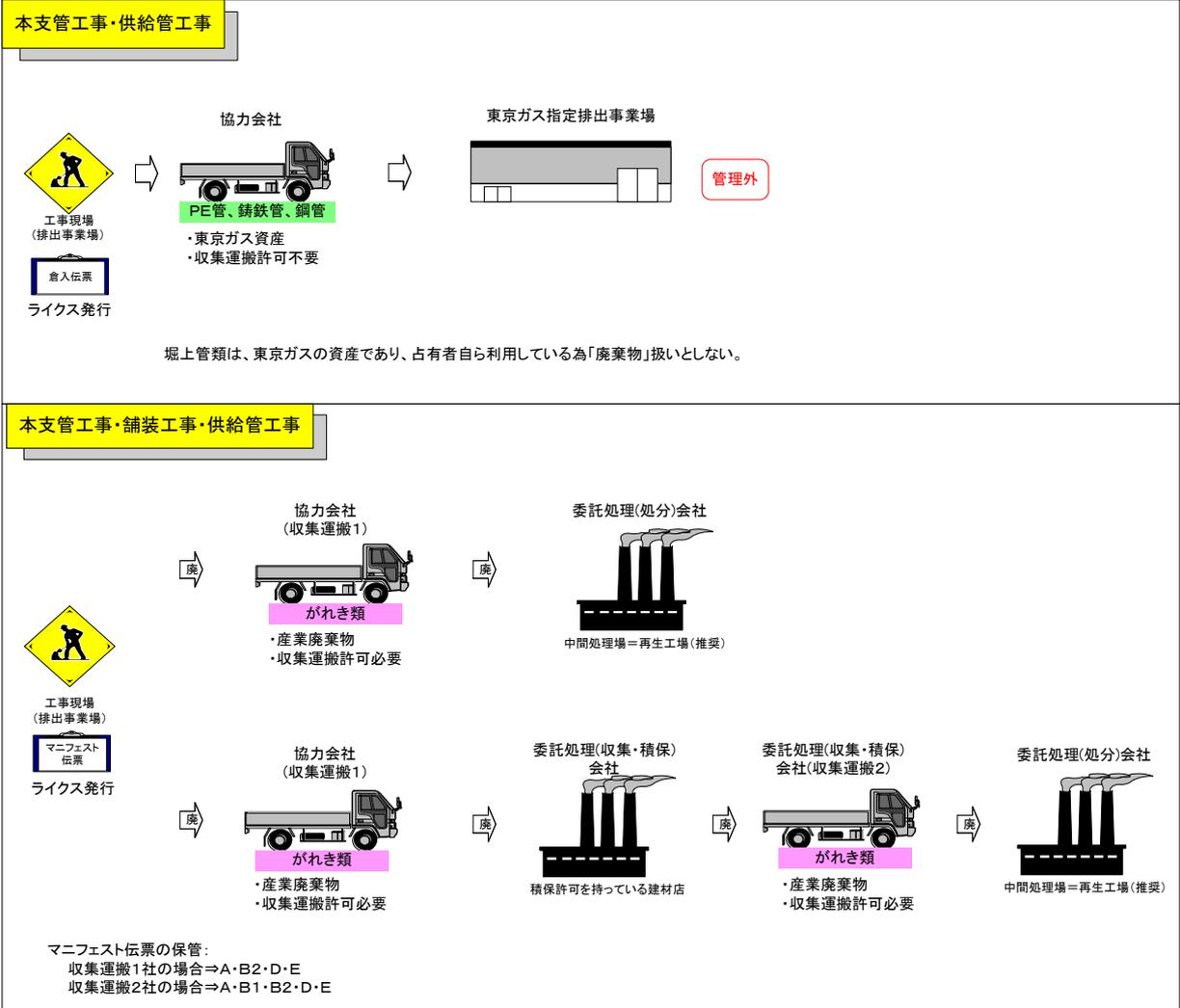
部・所

左記の部・所は、建屋単位で監視・測定する廃棄物及び事務所環境全般の責任と権限を有する。

事業系一般廃棄物のみ管理する。

# 製品別産業廃棄物処理フロー

## 本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. II)



- : 再利用可能物/廃棄物
- : 産業廃棄物
- : 有価売却
- マニフェスト伝票 : マニフェスト伝票発行場所
- 管理外  
簡易管理 : 管理外/簡易管理になる段階

# 本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. II) 緊急保安工事

**舗装切断時に発生する濁水処理①**

協力会社 (収集運搬1)

委託処理(処分)会社

工事現場 (排出事業場) マニフェスト伝票 ライクス発行

汚泥(濁水)  
・産業廃棄物  
・収集運搬許可必要

中間処理場=再生工場(推奨)

注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

---

**舗装切断時に発生する濁水処理②**

**自己運搬** \* 発生場所からライクス(自社)で直接中間処理場まで運搬する場合

工事現場 (排出事業場) マニフェスト伝票 ライクス発行

汚泥(濁水)  
・自ら運搬  
・収集運搬許可不要  
(車両に表示必要)

中間処理場=再生工場(推奨)

注)汚泥の許可を取得している処分業者と委託契約を忘れずに。

マニフェストの記載方法  
① 排出場所は、施工現場  
② 運搬受託者(1)欄に『自社運搬』と記入する。  
③ 運搬担当者(1)欄に『社名』と『運搬者の氏名』を記入する。

---

**舗装切断時に発生する濁水処理③**

**自己運搬** \* 事業所で一時保管し複数件まとめてライクス(自社)で排出する場合

工事現場 別紙書面 ライクス発行 \* 1

汚泥(濁水)  
・自ら運搬  
・収集運搬許可不要  
(車両に表示必要)

場内分別保管  
事業所 (排出事業場) マニフェスト伝票 ライクス発行

汚泥(濁水)  
・自ら運搬  
・収集運搬許可不要  
(車両に表示必要)

中間処理場=再生工場(推奨)

マニフェストの記載方法  
① 排出場所は、現場ではなくライクス事業所  
② 運搬受託者(1)欄に『自社運搬』と記入する。  
③ 運搬担当者(1)欄に社名と運搬者の氏名

\* 1『産業廃棄物の収集運搬に係る備え付け書面』(法第十二条第1項)を発行し携帯すること。  
【書面の記載事項】  
① 氏名又は名称及び住所  
② 産業廃棄物の種類及び数量  
③ 積載日  
④ 運搬元及び運搬先の名称・住所及び連絡先等

---

**舗装切断時に発生する濁水処理④**

\* ライクス(自社)で事業所まで運搬し一時保管後、複数件まとめて委託処理業者で排出する場合

工事現場 別紙書面 ライクス発行 \* 1

汚泥(濁水)  
・自ら運搬  
・収集運搬許可不要  
(車両に表示必要)

場内分別保管  
事業所 (排出事業場) マニフェスト伝票 ライクス発行

委託処理(収集)会社 (収集運搬1)

汚泥(濁水)  
・産業廃棄物  
・収集運搬許可必要

中間処理場=再生工場(推奨)

マニフェストの記載方法  
① 排出場所は、現場ではなくライクス事業所

\* 1『産業廃棄物の収集運搬に係る備え付け書面』(法第十二条第1項)を発行し携帯すること。  
【書面の記載事項】  
① 氏名又は名称及び住所  
② 産業廃棄物の種類及び数量  
③ 積載日  
④ 運搬元及び運搬先の名称・住所及び連絡先等

注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

---

**舗装切断時に発生する濁水処理⑤**

\* 協力会社で事業所まで運搬し一時保管後、複数件まとめて委託処理業者で排出する場合

工事現場 (排出事業場) マニフェスト伝票 ライクス発行

汚泥(濁水)  
・産業廃棄物  
・収集運搬許可必要

場内分別保管  
営業所 (排出事業場) マニフェスト伝票 ライクス発行

委託処理(収集・積保)会社

汚泥(濁水)  
・産業廃棄物  
・収集運搬許可必要

委託処理(処分)会社

中間処理場=再生工場(推奨)

マニフェスト伝票の保管⇒A・B2

マニフェスト伝票の保管⇒A・B2・D・E

注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

2016.7.1記載:乾式カッター使用時発生した切粉も「汚泥」として上記ルールを適用する。

# 水道工事(製品No.Ⅲ)

